

食料品に対する付加価値税の課税関係 (未定稿)

(2007 年1月現在)

	フランス	ドイツ	イギリス
標準税率	19.6%	19%	17.5%
食料品 (原則)	軽減税率 (5.5%)	標準税率 (19%)	ゼロ税率
(例外)	<u>標準税率(19.6%)が適用される品目を限定列挙</u> ・ アルコール飲料 ・ 砂糖菓子 ・ チョコレート、チョコレート又はカカオを含む一定の製品 ・ マーガリン及び植物性油脂 ・ キヤビア ・ レストランやホテルなどで販売されその場で消費がなされるもの	<u>軽減税率(7%)が適用される品目を限定列挙</u> ・ 一定の生きた動物(家畜用の牛、豚等) ・ 肉類、魚類(親賞用魚を除く)、甲殻類(イセエビ及びロブスターを除く)及び軟体動物(牡蠣及びエスカルゴを除く) ・ 牛乳及び乳製品、卵等並びに天然はちみつ ・ 飼牛や飼鶏の胃腸等 ・ 生鮮の植物及び根菜 ・ 果実、野菜(果汁及び野菜汁を除く) ・ コーヒー、茶、マテ茶及び香辛料 ・ 穀物、澱粉、パン及び果実粉等 ・ 動物性又は植物性の食用油脂で加工されているラード及びマーガリン等 ・ 砂糖及び砂糖製品 ・ ココア含有の調整食料品 ・ 食塩(水溶液にしたものを除く) ・ 食酢 ・ 牛乳を 75%以上含む乳飲料 等	<u>標準税率(17.5%)が適用される品目を限定列挙</u> ・ 宅配による飲食物の提供、建物内における飲食物の提供及び温かい持ち帰り用食品の提供 ・ アイスcream、フローズンヨーグルト等の冷凍菓子類 ・ 菓子類(ケーキ及びチョコレートでコーティングされていないビスケットを除く) ・ アルコール飲料 ・ その他の飲料(フルーツジュース及び瓶詰め水を含む)及びシロップ類 ・ ポテトチップス等のスナック菓子類 ・ ペットフード ・ 自家醸造のための原材料品 (注) <u>上記標準税率適用品目から除外される品目(ゼロ税率適用品目)</u> ・ 冷凍された状態では消費に適さないヨーグルト ・ 干したさくらんぼ ・ 砂糖づけの果皮 ・ 茶、マテ茶、ハーブ茶等及びこれらの加工品 ・ ココア、コーヒー、コーヒー代用品及びこれらの加工品 ・ 牛乳及びその加工品 ・ 「食肉、酵母及び卵」の加工品

(注) EC指令は、標準税率を15%以上とするよう定めている。また、軽減税率を1本又は2本設けることについて認めているが、税率を5%以上とするよう定めており、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方を採っている。

諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例

贅沢品か否かの違い

【フランス】

標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備考
キャビア 	フォアグラ  トリュフ 	フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。
マーガリン 	バター 	マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。
普通の チョコレート 	板チョコ 	昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。
カカオ含有量50%以上の チョコレート製品 	カカオ含有量50%未満の チョコレート製品 	チョコレート製品については、カカオの含有量によって異なる税率が適用される。

(出所) 各国聞き取り調査等に基づく。

外食と食料品の違い

【イギリス】

標準税率 (17.5%)	軽減税率 (0%)	備考
フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品 	デリカテッセンなどスーパーの惣菜 	イギリスでは、外食サービス(標準税率)と食料品(軽減税率)との区分けの指標として、「気温より高く温められたかどうか」が採用されている。 なお、フィッシュ&チップス業界は、スーパーの惣菜は競合品であるとして、左記の取扱いに反発している。

【ドイツ】

標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備考
ハンバーガー (店内飲食用) 	ハンバーガー (持ち帰り用) 	同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。

【カナダ】

標準税率 (6%)	軽減税率 (0%)	備考
ドーナツ (5個以下) 	ドーナツ (6個以上) 	カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場で食べるかどうか」を、適用税率を区分けする指標としている。 販売個数が少ない場合(5個以下)には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。

イギリス付加価値税： 非課税、軽減税率等の税収に与える影響（2006 年度）

		減収額(推計)		
標準税率(17.5%)		――		
軽減税率(5%)	家庭用燃料・電力 等	24. 5億ポンド	(5, 390億円)	
ゼロ税率	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築 等	274. 5億ポンド	(6兆0, 390億円)	
		(主なもの)		
		・ 食料品	108. 0億ポンド	(2兆3, 760億円)
		・ 居住用建物の建築	77. 0億ポンド	(1兆6, 940億円)
		・ 国内旅客輸送	22. 5億ポンド	(4, 950億円)
		・ 書籍、新聞及び雑誌	16. 5億ポンド	(3, 630億円)
		・ 子供服	12. 5億ポンド	(2, 750億円)
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉 等	・ 上下水道サービス	12. 0億ポンド	(2, 640億円)
		118. 0億ポンド	(2兆5, 960億円)	
		(主なもの)		
		・ 居住用建物の賃貸	33. 5億ポンド	(7, 370億円)
		・ 金融及び保険	42. 0億ポンド	(9, 240億円)
		・ 賭博、遊技及び宝くじ	13. 5億ポンド	(2, 970億円)
		計	417. 0億ポンド	(9兆1, 740億円)

(注1) 付加価値税収(2006 年度見通し)は、773 億ポンド(17 兆 0,060 億円)である。

(注2) 邦貨換算レートは、1ポンド=220 円(裁定外国為替相場：平成 18 年 6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値)。

(出所) HM Treasury, "Financial Statement and Budget Report 2007" (March, 2007)

軽減税率の導入が標準税率に与える影響
(所要の税収を確保するために必要な税率の引き上げ幅)

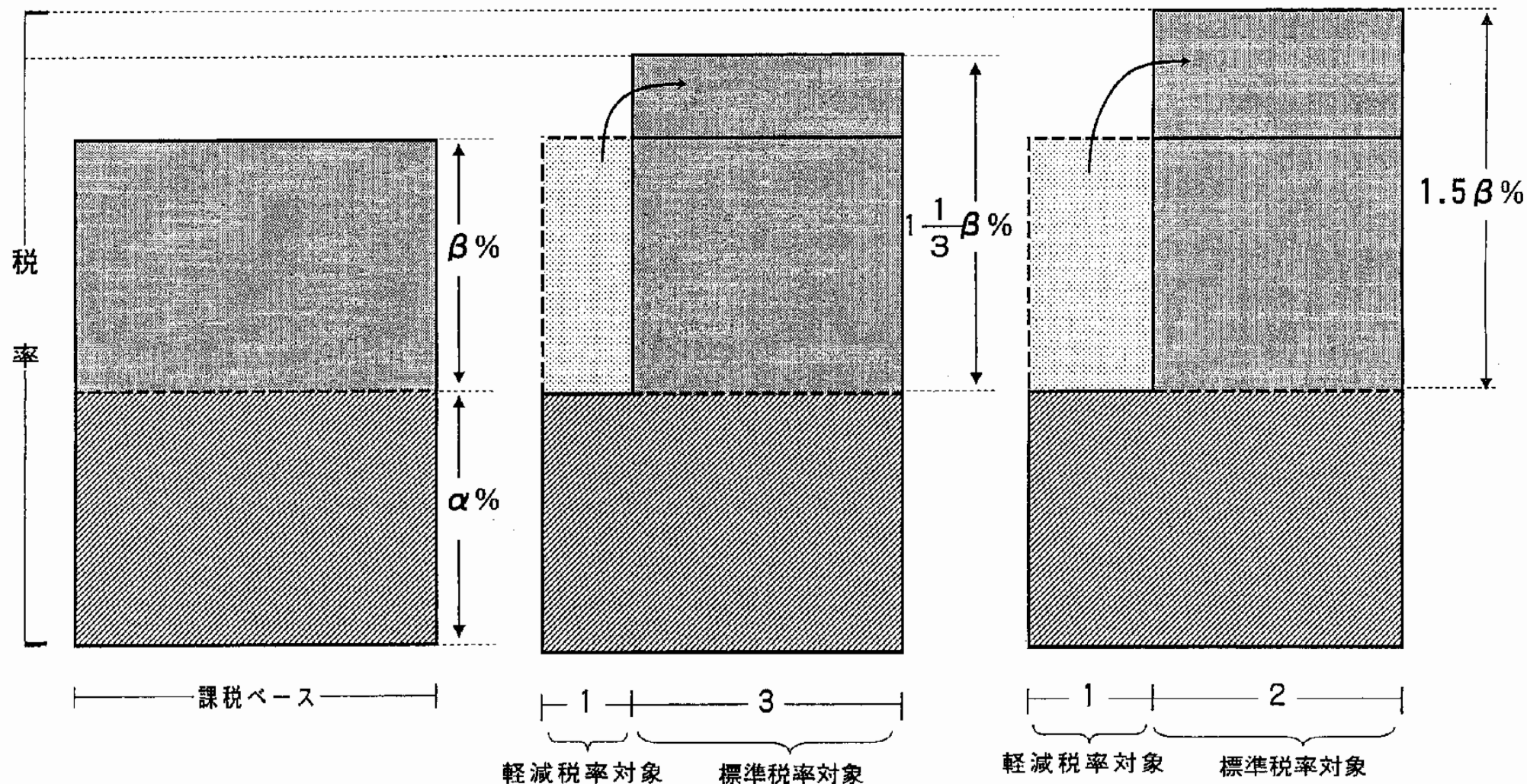
[単一税率]

[ケース1]

[ケース2]

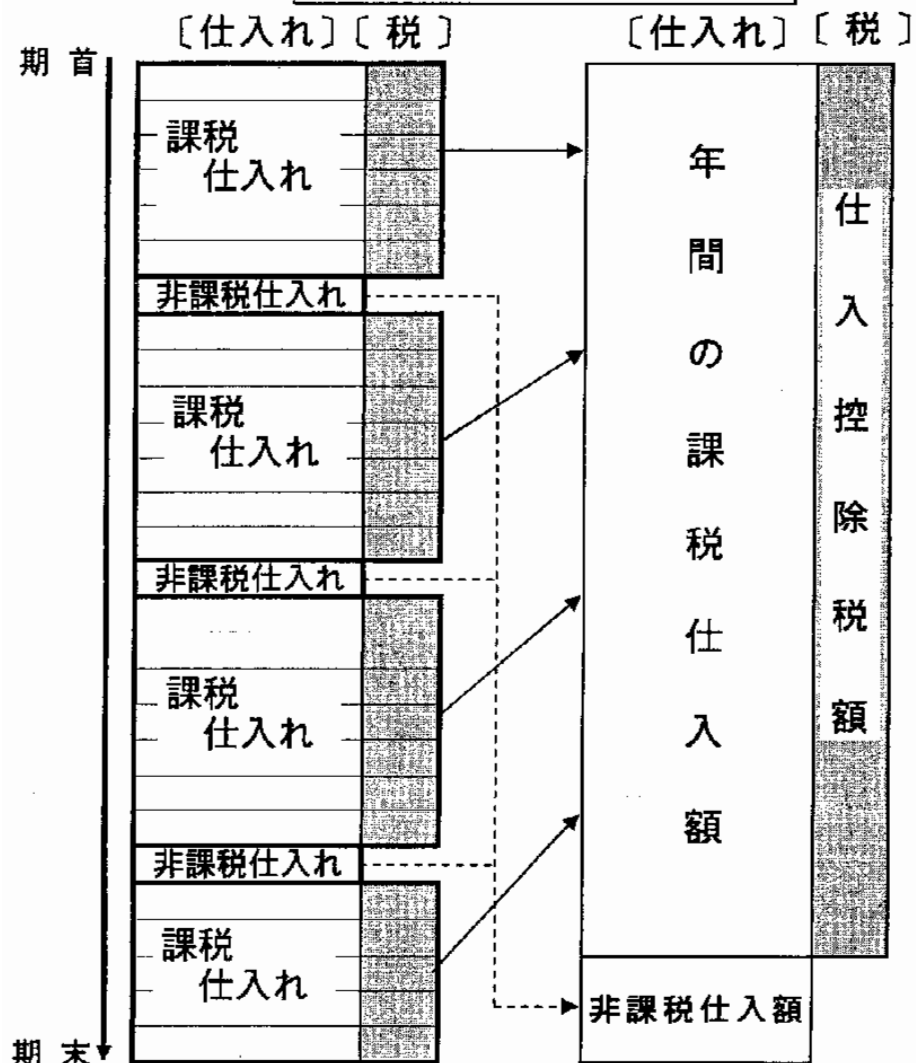
(課税ベースの 1/4 が軽減対象)

(課税ベースの 1/3 が軽減対象)

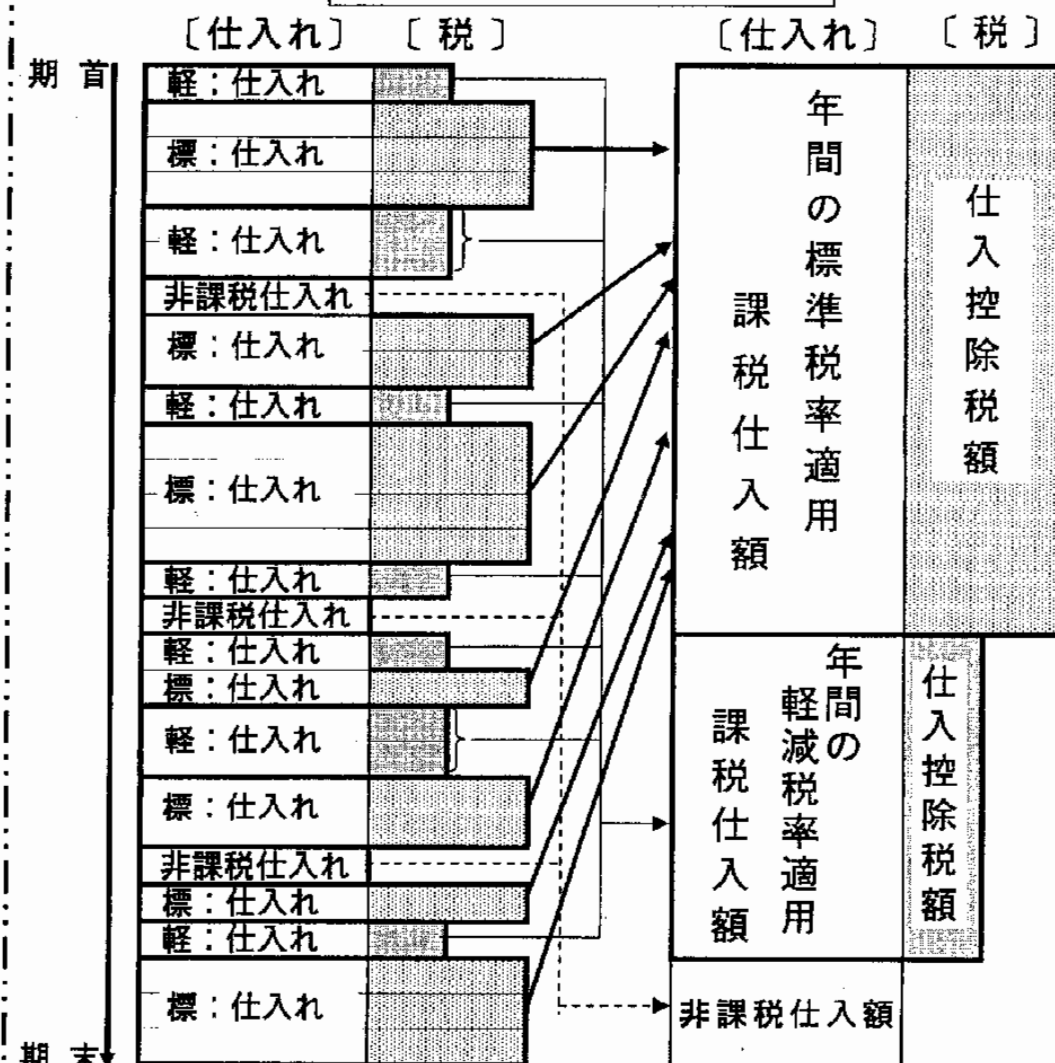


仕入控除税額の把握について (イメージ)

【 現 行 制 度 】



【 複 数 税 率 】



これまでの政府税調答申等における税率構造についての指摘

- 消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。
(平成 15 年 6 月政府税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」)
- 将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率になった場合には、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。しかしながら、消費税の税率構造のあり方については、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保、事業者の事務負担、税務執行コストといった観点からは極力単一税率が望ましい。低所得者層に対する配慮については、税制全体や歳出面を含めた財政全体の中で、近年の民間非営利活動の広がりをも踏まえつつ、十分な吟味が行われるべきであろう。
(平成 16 年 11 月政府税制調査会「平成 17 年度の税制改正に関する答申」)

検討に当たっての留意点

【効果・目的】

- ・低所得者の家計に占める消費割合が高い品目を軽減税率の対象とする場合には、低所得者の負担緩和に資する。ただし、高所得者にも負担緩和の効果が及ぶ。

【公平性の問題】

- ・ライフスタイルや価値観が多様化する中で、軽減税率の適用範囲を合理的に設定することは極めて困難。物品税を廃止し、消費税を導入した経緯に逆行する。

【経済活動に対する中立性の問題】

- ・対象品目とそれ以外の品目との相対価格が変化するため、経済活動への中立性を損なうおそれがある。

【制度の簡素化、事業者の事務負担の問題】

- ・軽減税率を採用した場合、売上げと仕入れを異なる税率ごとに区分して記帳する必要があるなど、事業者の事務負担の増加が避けられない。

【税率との関係】

- ・一定の税収を確保するためには、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ない。

仕入税額控除制度について（現行消費税制度）

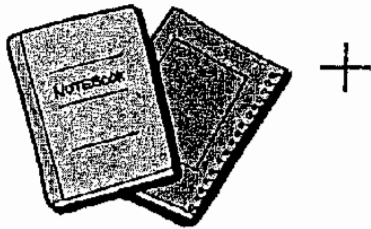
消費税の基本的な仕組み

納税義務者は、事業者

$$\text{各事業者の納税額} = \boxed{\text{売上税額}} - \boxed{\text{仕入税額}}$$

仕入税額を控除
するためには・・・。

仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、請求書、領収書、納品書等の書類（取引の相手方が発行した書類）のいずれかの保存が必要
『請求書等保存方式』



精 求 書	11 年 4 月 1 日	No 20-1023			
株式会社					
下記:	11 年 4 月 3 日	No 20-1025			
税:					
株式会社					
下記:	11 年 4 月 6 日	No 20-1031			
税:					
株式会社					
下記:	11 年 4 月 8 日	No 20-1035			
税:					
株式会社					
下記:	11 年 4 月 11 日	No 20-1047			
税:					
株式会社 ○○商事 様	株式会社 △△商事				
千代田区南千代田1-1-1					
下記のとおり御請求申し上げます					
税込合計金額	¥1,050,000-	税率 5%			
		請求税額 50,000			
月日	品名	数量	単価	金額(税別・税込)	備考
4/11	パソコン	5	174,000	870,000	
	CDプレーヤー	6	8,000	48,000	
	プリンター	3	22,000	66,000	
合 計				1,050,000	

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

[日本]

請求書

14年11月20日

No.

株式会社〇〇商事様

株式会社△△商事

千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000-				税率	消費税額等				
				5%	50,000				
月日	品名	数量	単価	金額	(税抜)	税込	摘要		
11/20	パソコン	5	174,000	870,000	0000				
	CDプレーヤー	8	8,000	64,000	0000				
	プリンター	3	22,000	66,000	0000				
合 計				1,000,000	0000				

303 H160

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No174

〇×△ TRADE LTD

VAT Reg. No987 6543 21

From: Any Street, Any Town

To: N.Obody, 222 The High Street
London NE14 4PT

Sale: Time of supply 16/01/02

Date of Issue: 19/01/02

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@ £25.20	151.20		
4	Record Players@ £23.6	94.40		
6	Lamps, T77@ £15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		

Total (Net) 338.60 Total VAT 59.25

VAT 59.25

TOTAL £397.85

○「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。

○「インボイス方式」は、

①「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。

② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。

(注)「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類であり、欧州においても「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

これまでの政府税調答申等におけるインボイス方式についての指摘

- 現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

（平成 15 年 6 月政府税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」）

- 将来、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」の採用が検討課題となる。

（平成 16 年 11 月政府税制調査会「平成 17 年度の税制改正に関する答申」）

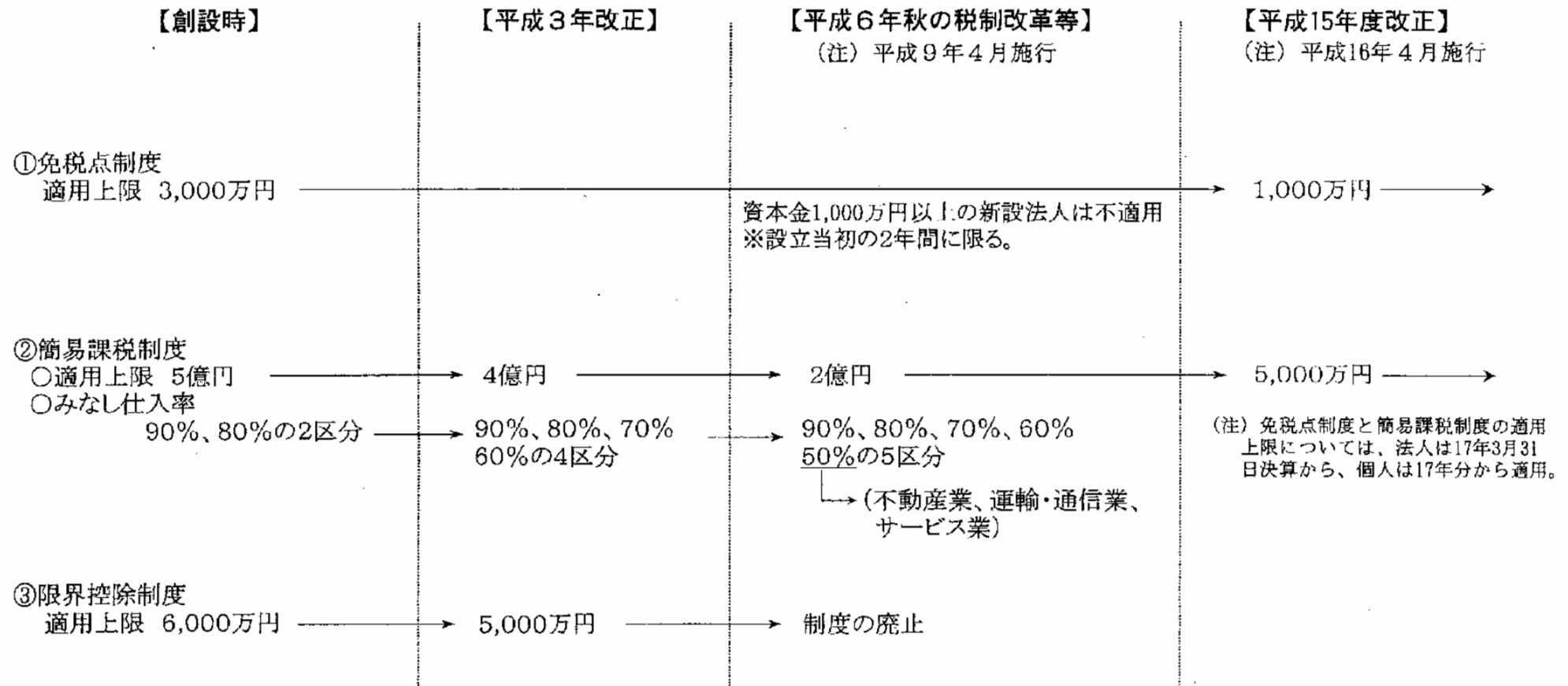
効 果

- 消費税制度の信頼性・透明性の向上に資する。
- 複数税率の下では、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用することにより、適正に仕入控除税額の計算を行うことが可能となる。

留 意 点

- 税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、検討を行うことが必要。
- 免税事業者からの仕入れについて、仕入税額控除が認められず、免税事業者が、事業者間取引から排除されるおそれがある。

消費税の中小事業者に対する特例措置の推移



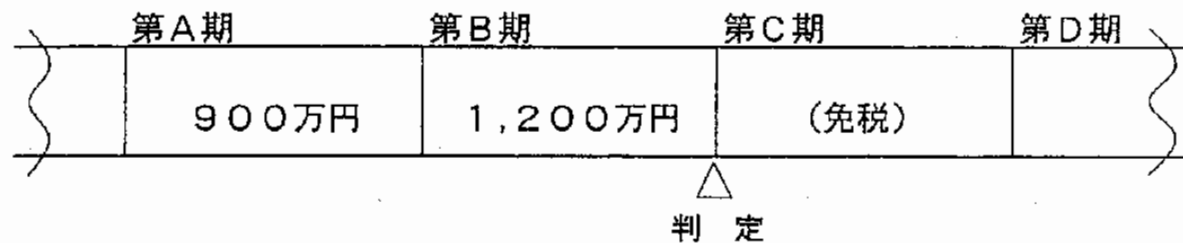
事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

【 事 例 】



- 第C期 --- 免税（前々期（第A期）の課税売上高が1,000万円以下）